

京都市告示 660号

平成27年4月1日から、平成20年3月31日付け京都市告示第451号の一部を次のように改めます。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

項目	変更前	変更後
用途	建設局都市整備部市街地整備課における許可、証明等の事務	建設局都市整備部市街地整備課において所掌する事務

(建設局都市整備部市街地整備課)